

概要版

多賀城市障害者計画（第4期）

多賀城市障害福祉計画（第6期）

多賀城市障害児福祉計画（第2期）

令和3年度～令和5年度

令和3年3月  
多賀城市

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 多賀城市障害者計画（第4期）

障害者計画とは、「障害者基本法」に基づき、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

多賀城市では、平成19年に策定した「多賀城市障害者計画（第1期）」から、「地域での共生社会をめざして」を基本理念に掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業等を実施してきました。

本市ではこれまで、国の障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者計画」及び宮城県が策定する「みやぎ障害者プラン」の内容を踏まえ、平成25年から第2期計画を、平成30年から第3期計画を策定し、障害者施策を計画的に推進してきましたが、このたび、令和2年度をもって第3期計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗評価を行い、障害のある人の自立をめざした地域生活支援の実現をめざし、「多賀城市障害福祉計画（第4期）」を策定しました。

### (2) 多賀城市障害福祉計画（第6期）・多賀城市障害児福祉計画（第2期）

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等について定める計画です。

多賀城市障害福祉計画（第6期）・多賀城市障害児福祉計画（第2期）は、国の定める基本指針に合わせ、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス利用の見込等について定めます。

### ○各種手帳所持者数（4月1日時点）

単位（人）	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年
障害者手帳所持者合計	2,484	2,519	2,574	2,615	2,648	2,705
身体障害者手帳	1,838	1,837	1,841	1,813	1,829	1,842
療育手帳	369	373	405	424	443	457
精神障害者福祉手帳	277	309	328	378	376	406

## 2 計画期間

	H27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度
障害者計画	第2期			第3期			第4期		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
障害児福祉計画				第1期			第2期		

### 3 多賀城市障害者計画の体系

#### 【基本理念】 地域での共生社会をめざして

すべての方々が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心して暮らせる社会を実現するため、『地域での共生社会をめざして』を本計画の基本理念とします。

#### 基本目標

#### 目標を達成するための施策

1 地域で生活するためのまちづくり

1-1 相談体制の充実

1-2 地域生活支援の充実

1-3 生活安定施策の推進

1-4 保健・医療の充実

1-5 福祉サービスの充実

2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり

2-1 雇用の促進

2-2 福祉的就労の場の確保

2-3 障害福祉団体の自立した活動の支援

2-4 地域交流・ボランティア活動の推進

3 認め合い、支え合うまちづくり

3-1 障害を理由とする差別の解消の推進

3-2 権利擁護の推進

4 みんなが笑顔で育つまちづくり

4-1 療育体制の充実

4-2 障害児支援の充実

4-3 学校教育の充実

5 すべてのひとにやさしいまちづくり

5-1 住まい・まちづくりの促進

5-2 移動・交通バリアフリーの促進

5-3 防災施策の推進

5-4 啓発活動の推進

5-5 コミュニケーションの充実

## 4 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念と方針

### 基本理念 「地域での共生社会をめざして」

- 基本方針
- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
  - 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
  - 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
  - 4 地域共生社会の実現に向けた取組
  - 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
  - 6 障害福祉人材の確保 【新規】
  - 7 障害者の社会参加を支える取組 【新規】

## 5 障害福祉サービスに関する数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【目標値】

項目	数値
平成31年度末時点の施設入所者数【基準値】	32人
令和5年度末の地域生活移行者数	5人
令和5年度末の削減見込者数	1人

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設定【活動指標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	3回	3回	3回
協議の場への参加者数	16人	16人	16人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用【活動指標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助利用者数	14人	14人	14人
自立生活援助利用者数	1人	1人	1人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 地域生活支援拠点等の整備【目標値】	
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する	整備済み

② 地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数【目標値】	
年1回以上運用状況を検証する	各年2回実施

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数【目標値】	基準値 (平成31年度)	目標値 (令和5年度)
一般就労移行者目標数	8人	14人
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	8人	14人
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数 【新規】	0人	1人
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数 【新規】	0人	1人

② 就労定着支援の利用者数【目標値】	基準値 (平成31年度)	目標値 (令和5年度)
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する人数が7割以上の人数【新規】	8人	6人
就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上【新規】	-	-

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問事業の充実【目標値】	
児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上設置する	児童発達支援センター「太陽の家」設置済み
全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	児童発達支援センター「太陽の家」にて設置済み

② 主に重症心身障害児を支援する事業所【目標値】	
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での設置も可)	利府町に児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「つなぐ利府」確保済み

③ 医療的ケア児支援【目標値】	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する	発達支援会議にて関係機関との協議の場を設置済み
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する【新規】	配置する

④ 医療的ケア児支援【活動指標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保【目標値】	
各市町村又は各圏域において相談支援事業体制の充実・強化に向けた体制を確保する【新規】	確保済み (基幹相談支援センターの設置)

② 相談支援体制の充実・強化のための取組【活動指標】	
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する	確保済み (基幹相談支援センターの設置)

③ 地域の相談支援体制の強化【活動指標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数【新規】	18回	18回	18回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数【新規】	18回	18回	18回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数【新規】	18回	18回	18回

#### (7) 障害福祉サービスの質を向上させる取組に係る体制構築

① サービスの質の向上を図るための体制構築【目標値】	
令和5年度までに、各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する【新規】	体制を構築する

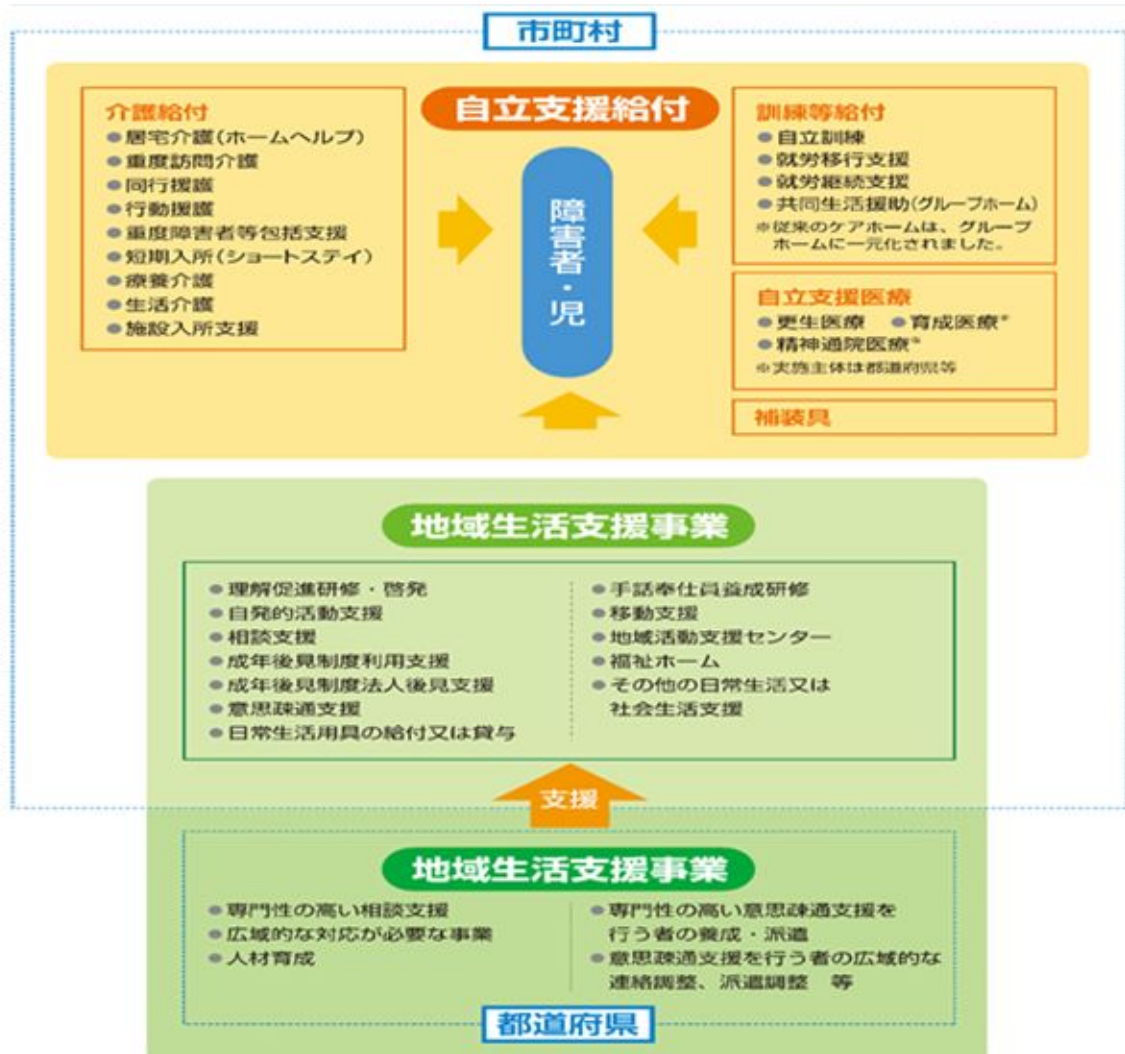
② 障害福祉サービスの質を向上させるための取組【活動指標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービスに係る研修等への市町村職員の参加人数（希望）人数【新規】	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数【新規】	12回	12回	12回

## 6 計画の評価と進捗管理

計画の推進に当たっては、各事業の各年度における進捗状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていきます。

毎年、計画の進捗状況についてPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直しや事業の再検討を行いながら計画を推進します。

## 7 障害福祉サービスの体系



多賀城市障害者計画（第4期）  
 多賀城市障害福祉計画（第6期）  
 多賀城市障害児福祉計画（第2期）

発行：多賀城市保健福祉部社会福祉課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

電話：022-368-1141（代表） FAX：022-368-1747

URL：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp>

※この計画の詳細は、図書館・公民館等で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。